財団広報誌発行業務委託に係る提案競技　公募要項

令和８年 11 月 16 日
公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団

1　趣旨

当財団は、iichiko 総合文化センターと大分県立美術館（OPAM）を活用して、多彩で優れた芸術文化作品・公演等に触れる機会を提供しています。

これらの取組を県民にわかりやすく情報発信し、芸術文化に興味を持っていただくとともに、芸術文化振興の裾野を広げていくため、財団広報誌「びび NAVI」の発行業務を委託する事業者を、提案競技により選定します。

2　業務の概要

(1)　業務名：財団広報誌発行業務

(2)　業務内容：別紙「委託仕様書」のとおり

(3)　契約期間：令和９年４月１日～令和 12 年３月 31 日（3 年間）

※当財団は大分県の指定管理者として iichiko 総合文化センター等を管理運営しており、現在の指定管理期間は令和 10 年３月 31 日までです。令和 10 年度以降、当財団が指定管理者でない場合、または業務内容に大幅な変更が生じた場合は、令和 10 年３月 31 日をもって契約を終了することがあります（この場合、契約期間は令和９年度の１年間となります）。

(4)　委託予算限度額：年額 8,003,600 円（消費税及び地方消費税含む）

※各年度の契約は、当該年度の予算の成立を条件とします。

(5)　誌面の構成：現行の財団広報誌（公演・企画展等の情報 12 頁＋イベントカレンダー4 頁）の構成を前提とし、次のコンセプトを踏まえて自由に提案してください。

（ア）　親しみやすいデザイン・内容とすること

（イ）　当財団の自主文化事業を広く紹介し、県民の公演・展覧会への集客に繋げること

（ウ）　県内の文化情報を発信すること

（エ）　将来の芸術文化人材育成事業（ジュニアオーケストラ・美術部等）について分かりやすく伝えること

（オ）　読みやすさを重視し、読者に優しいレイアウトにすること

※参考：現行の財団広報誌（びび NAVI）は当財団ホームページでご覧いただけます。

3　参加資格

次のすべての要件を満たす者とします。

(1)　法人であること。

(2)　大分県内に本店、支店または営業所を有すること。

(3)　過去３年間に、情報誌・広報誌・定期刊行物等の企画・編集・発行業務の受注実績を有すること。

(4)　破産法、会社更生法または民事再生法に基づく手続きの開始の申立てがなされていないこと。

(5)　国税および地方税を滞納していないこと。

(6)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団、暴力団員またはこれらと密接な関係を有する者でないこと。

4　参加手続

参加を希望する者は、参加意思表明書（様式 1）を提出してください。

(1)　提出期限：令和 8 年 12 月 1 日（火）17 時必着

(2)　提出方法：持参、郵送（一般書留または簡易書留）または電子メール

参加意思表明書を提出した後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式 2）を提出してください。

5　提出書類

	書類	部数
①	企画提案書（企画コンセプト、編集方針、企画内容等を記載したもの）	A4 版　6 部
②	完成見本品（構成、表紙デザイン、紙質等が分かるもの）	6 部
③	作業工程書（納品にかかる経由期間等を明記したもの）	6 部
④	スタッフ経歴書（取材・編集体制を記したもの）	6 部
⑤	会社概要（企画編集、印刷、配布に関わる会社すべて）	6 部
⑥	当財団以外の情報誌・定期刊行物等の受注実績（過去 3 年間） ※制作が想定されるライターの過去の原稿を添付すること	6 部
⑦	受託費用見積書（年度ごとの内訳を記載したもの）	正 1 部・写 6 部
⑧	誓約書（様式 3）	1 部

(1)　提出期限：令和 8 年 12 月 16 日（水）17 時必着

(2)　提出方法：持参または郵送（電子メールでの提出は不可）

6　審査

(1)　書類審査（令和 8 年 12 月 17 日（木））：参加資格および提出書類の不備を確認します。応募者が多数の場合は、書類審査によりプレゼンテーション参加者を選定します。結果およびプレゼンテーションの日時・会場は、参加者に別途通知します。

(2)　審査委員会（令和 8 年 12 月 22 日（火））：プレゼンテーション（20 分）および質疑応答（15 分）を行います。プレゼンテーションは、受注した場合に主担当となる者が行ってください。プロジェクターは当財団で用意します。パソコンは参加者が持参してください。

※パソコンを使用する場合は、事前に使用するデータを PDF にてメールでお送りください。

(3)　評価方法：審査委員が次の評価項目により採点し、合計点が最も高い者を受託候補者として選定します。

	評価項目	評価の視点	配点
1	デザインとレイアウト	読者に親しみやすく視覚的に魅力的か。ページ構成やデザインに一貫性があり、グラフィック・イラストが効果的に活用されているか。	10 点

	評価項目	評価の視点	配点
2	読みやすさと理解度	文章が簡潔で理解しやすいか。見出しの構成が適切か。写真・イラストが情報の理解を補助しているか。	10 点
3	目的達成度	50 歳代以上をコアターゲットとしつつ若い層にも共感を得られる内容か。公演・展覧会等への集客につながる内容か。	10 点
4	教育普及・アウトリーチ活動の発信	アウトリーチ活動や教育普及活動（ジュニアオーケストラ・美術部等）を分かりやすく伝え、両館の将来的なファン層拡大につながる内容か。	5 点
5	技術的質	紙質や印刷の品質が高いか。アクセシビリティ、ユニバーサルデザインに配慮しているか。	5 点
6	制作体制	業務を遂行するために必要な人員が確保され、県外取材等にも対応可能な体制が整っているか。	5 点
7	文章力・取材力	ライターの過去原稿や提案内容から、取材に基づく質の高い記事を作成できると認められるか。	5 点
8	見積金額	委託予算限度額の範囲内で、提案内容に見合った妥当な金額か。見積の内訳が明確で、各工程の費用が業務内容に照らして適正か。	5 点
9	その他	提案内容に新たな可能性や独自性、付加価値が認められるか。	5 点
	合計（審査員 1 名あたり）		**60 点**

7　結果の通知

令和 8 年 12 月 25 日（金）までに、参加者全員に書面で通知します（予定）。

8　契約

受託候補者と業務内容等の協議を行い、合意に至った場合に契約を締結します。協議が整わない場合は、次点者と協議を行います。

9　その他

(1)　企画提案書等の作成および提出にかかる費用は、参加者の負担とします。

(2)　提出された書類は返却しません。

(3)　提出書類に虚偽の記載があった場合、または提出期限を過ぎた場合は失格とします。

(4)　本委託で生じる版下の版権は財団に帰属します。

10　提出先・問合せ先

公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団　企画広報課　山崎・山元

〒870-0029　大分市高砂町 2 番 33 号

TEL　097-533-4007　　E-mail　yamamoto-hiromi@emo.or.jp

委　託　仕　様　書

1　委託業務名

財団広報誌発行業務

2　契約期間

令和 9 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日（3 年間）

※当財団は大分県の指定管理者として iichiko 総合文化センター等を管理運営しており、現在の指定管理期間は令和 10 年 3 月 31 日までです。令和 10 年度以降に当財団が指定管理者に指定されない場合、または業務内容に大幅な変更が生じた場合は、令和 10 年 3 月 31 日をもって契約を終了することがあります（この場合、契約期間は令和 9 年度の 1 年間となります）。

※各年度の契約は、当該年度の予算の成立を条件とします。

3　業務の内容

① 年 6 回の当財団広報誌（イベントカレンダー含む）の発行（企画・編集、取材・撮影、印刷）

② 公共ホール等への発送業務（送料は当財団負担）

③ ホームページ用データ作成

④ iichiko 総合文化センターおよび大分県立美術館掲示用ポスターデータの作成

⑤ 読者アンケートの実施（年 6 回）

4　成果物の規格等

成果物名	規格	数量
財団広報誌（イベントカレンダー含む）	A4 版 16 頁（4 色刷り）、中綴じ （公演・企画展等の情報 12 頁＋イベントカレンダー4 頁） A4 版 1 頁（1 色刷り）送付文書封入	1 回 10,500 部
ポスター	B1（728㎜×1030㎜）での出力想定、4 色	データ
各発行号の大ホール・小ホールの公演日程、アトリウムプラザ等の催事日程部分の活字データ	テキストデータ、イラストレーターによるデータ等	データ

5　発行時期　年 6 回（各年度共通）

号	発行時期（納品）
6・7 月号	4 月下旬
8・9 月号	6 月下旬
10・11 月号	8 月下旬
12・1 月号	10 月下旬
2・3 月号	12 月中旬
4・5 月号	2 月中旬

※令和 9 年度は 6・7 月号（第 121 号）から発行。主催事業等の日程により前後する場合がある。各号の詳細な日程は財団と協議のうえ決定する。

6　袋詰め・発送業務

毎回 10,500 部印刷した中から、約 5,800 部を封入のうえ約 920 箇所の公立施設等に発送。封筒・発送先データは財団提供。送料は財団負担。宛名ラベルは業者負担。

7　読者アンケート

各号（年 6 回）で読者アンケートを実施し、集計結果を財団に報告すること。

8　その他

(1)　業務委託料は納品の都度、年 6 回に分けて支払う。

(2)　本委託で生じる版下の版権は財団に帰属する。なお、版下を他の媒体に使用することがある。

(3)　本仕様書に定めのない事項は、財団と協議のうえ決定する。